

愛知県認知症施策推進条例をここに公布する。

平成三十年十二月二十一日

改正 令和三年三月二六日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第五十四号

愛知県認知症施策推進条例

我が国では、高齢化が急速に進展しており、六十五歳以上の高齢者に対する認知症の人の割合は、二千十二年には約七人に一人であったが、二千二十五年には約五人に一人になると見込まれている。また、認知症には、六十五歳未満の人に発症する若年性認知症もある。このように、認知症は、誰もが関わる可能性のある身近な病気ではあるが、認知症の本人の日常生活に様々な支障を来すことはもとより、認知症の人を介護する家族にも大きな負担が生じ、介護離職に至ることがあるなど、社会に及ぼす影響も大きく、認知症に関する施策の推進は喫緊の課題となっている。

こうした中、本県には、活力ある企業のほか、健康づくりや認知症の人に関する支援を行う人材が多くあり、更に、国立長寿医療研究センターや認知症介護研究・研修大府センターといった認知症に関する専門機関が立地していることから、このような本県の強みを生かし、認知症に理解の深いまちづくりの先進モデルを目指して、二千十七年にあいちオレンジタウン構想を策定した。この構想により、専門機関が立地しているあいち健康の森とその周辺地域が一体となって、地域づくりと研究開発の両面から取組を進めているところであるが、認知症を取り巻く現状からすれば、県内全域に速やかにこうした取組を広めていくとともに、地域で暮らし、学び、働く人々が、認知症について他人事ではなく「じぶんごと」として自発的に行動を起こしていくことが求められる。

また、認知症に関する施策の推進に当たっては、認知症の人及びその家族の経験を、認知症に関する理解の促進や支援活動に役立てていくことが重要であるとともに、この地域においては、南海トラフ地震などの大規模な災害が発生するおそれもあることから、災害時における自ら避難することが困難な認知症の人への配慮や認知症の人の受入れのための体制の整備も求められている。

以上のような観点から取組を推し進めていくことは、認知症の人だけではなく全ての県民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現にも寄与するものである。

私たちは、このような認識を共有し、県、市町村、県民、関係機関及び事業者が一体となって認知症に関する施策を推進するため、ここにこの条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、認知症に関する施策（以下「認知症施策」という。）の推進について、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、認知症施策の基本となる事項を定めることにより、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、全ての県民が認知症について「じぶんごと」として取り組み、もって認知症の人が尊厳を保持し、認知症の人及びその家族が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 認知症 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五条の二第一項に規定する認知症をいう。
- 二 関係機関 医療機関、介護サービスを提供する事業所及び施設、研究機関その他の認知症の人に業務上関係のある機関をいう。
- 三 事業者 商業その他の事業を行う者（関係機関を運営する者を含む。）をいう。

一部改正〔令和三年条例一七号〕

（基本理念）

第三条 認知症施策の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 認知症の人及びその家族の意思が尊重され、認知症の人及びその家族が地域社会を構成する一員として自分らしく安心して暮らし続けられることを旨とすること。
- 二 誰もが認知症に関わる可能性があることを踏まえ、全ての県民が、認知症の人が認知症とともにより良く生きていくための地域づくりに「じぶんごと」として取り組むこと。
- 三 県、市町村、県民、関係機関及び事業者が、各々の役割を果たすとともに、相互に連携して社会全体で取り組むこと。

（県の責務）

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、認知症施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、市町村が実施する基本理念の実現に資する認知症施策を支援するように努めるものとする。

（市町村の役割）

第五条 市町村は、地域の実情に応じて、認知症の人が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、県、関係機関及び事業者と連携を図りながら、認知症の人及びその家族に対する総合的な支援を実施するように努めるものとする。

（県民の役割）

第六条 県民は、基本理念にのっとり、認知症に関する知識及び理解を深めるように努めるとともに、日常生活において自ら認知症の予防に向けた取組を行うように努めるものとする。

2 県民は、基本理念にのっとり、県及び市町村が実施する認知症施策に協力するように努めるものとする。

(関係機関の役割)

第七条 関係機関は、基本理念にのっとり、相互に連携し、認知症の人に対しその状態に応じた適時かつ適切な医療及び介護が提供されるように努めるとともに、認知症の人及びその家族に対し必要な情報が提供されるように努めるものとする。

2 関係機関は、基本理念にのっとり、県及び市町村が実施する認知症施策に協力するように努めるものとする。

(事業者の役割)

第八条 事業者は、基本理念にのっとり、その従業者が認知症に関する知識及び理解を深めるために必要な教育その他の措置を実施するように努めるとともに、認知症の人に配慮したサービスを提供するように努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、認知症の人及びその家族が働きやすい環境を整備し、その雇用の継続に配慮するように努めるものとする。

3 事業者は、基本理念にのっとり、県及び市町村が実施する認知症施策に協力するように努めるものとする。

(認知症施策の総合的かつ計画的な推進等)

第九条 県は、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の九第一項及び介護保険法第百十八条第一項の規定により作成する計画において、次に掲げる事項について定め、認知症施策の総合的かつ計画的な推進を図るものとする。

一 認知症施策についての基本的な方針

二 前号に掲げるもののほか、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

2 県は、前項各号に掲げる事項を定めるに当たっては、あらかじめ、認知症の人及びその家族の意見を聴くように努めるものとする。

一部改正〔令和三年条例一七号〕

(県民の理解等)

第十条 県は、県民が認知症に関する知識及び理解を深めることができるよう、必要な広報その他の啓発活動を行うように努めるとともに、市町村、教育機関、関係機関、事業者及び関係団体（認知症の人及びその家族を支援する活動を行う団体をいう。以下同じ。）と連携し、児童、生徒、学生、従業者等の認知症に関する学習活動の充実を図るために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、県民の認知症の予防に向けた取組が促進されるよう、市町村、関係機関及び関係団体と連携し、認知症の予防に向けた取組の普及その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(医療及び介護の提供体制の充実)

第十一条 県は、認知症の人が住み慣れた地域で適時かつ適切な医療及び介護を受けることができるよう、次に掲げる施策を講ずるよう努めるものとする。

- 一 認知症の早期の診断及びその後の適切な対応を行うために必要な医療従事者の養成に関する施策
- 二 認知症の人の適切な介護を行うために必要な介護従事者の養成に関する施策
- 三 認知症に関する専門的な医療を提供する医療機関の機能の充実に必要な施策
- 四 前号の医療機関その他の認知症に関する医療を提供する医療機関等の間における連携協力体制の整備を図るために必要な施策

(地域づくりの推進等)

第十二条 県は、認知症の人が住み慣れた地域で安心して生活を営むことができるよう、市町村、関係機関及び関係団体と連携し、見守り等を行うための体制の整備、成年後見制度の利用の促進その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

- 2 県は、認知症の人が認知症とともにより良く生きていくための地域づくりに向けた取組が促進されるよう、市町村、関係機関及び関係団体と連携し、認知症の人及びその家族が経験したこと等についての情報を自ら発信する機会の確保その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
- 3 県は、認知症の人及びその家族の地域社会への参加が促進されるよう、市町村と連携し、関係機関及び関係団体が行う地域との交流を図るための活動に対する支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
- 4 県は、災害その他非常の事態の場合及び認知症の人が行方不明となった場合における認知症の人の安全の確保に資するため、市町村、関係機関及び関係団体と連携し、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の整備等)

第十三条 県は、認知症の人がその状態に応じて適時かつ適切な医療及び介護並びに生活支援を受けることができるよう、市町村及び関係機関と連携し、認知症の人及びその家族に対する相談体制を整備するよう努めるものとする。

- 2 県は、認知症の人が医療及び介護を受けるに当たり意思決定の支援を適切に受けることができるよう、市町村及び関係機関と連携し、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(認知症研究の促進)

第十四条 県は、認知症研究（認知症の予防、診断及び治療並びに認知症の人の介護に関する先進的な研究をいう。以下同じ。）の推進及びその成果の活用に資するため、次に掲げる施策を講ずるよう努めるものとする。

- 一 認知症研究における研究機関、医療機関、介護サービスを提供する事業所及び施設、関係

大学、産業界等の連携を図るために必要な施策

二 前号に掲げるもののほか、認知症研究の促進のために必要な施策

(財政上の措置)

第十五条 県は、認知症施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 第九条第二項の規定は、この条例の施行の日以後に老人福祉法第二十条の九第一項及び介護保険法第百十八条第一項の規定により作成する計画において第九条第一項各号に掲げる事項を定める場合について適用する。

附 則（令和三年三月二十六日条例第十七号）

この条例は、令和三年四月一日から施行する。